自然公園内の行為規制概要

区　　分	行為の規制概要
普通地域	次の行為について届出が必要 （１）次の基準を超える工作物の新設、改築、増築すること。 　建築物　高さ１３ｍまたは延面積１，０００㎡ 　鉄塔　　高さ３０ｍ 　送水管　長さ７０ｍ 　ダム　　高さ２０ｍ　等 （２）特別地域内の河川湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること。 （３）広告物その他これらに類する物の提出、設置、標示すること。ただし、地表から２．５ｍ以下の高さで、建築物の壁面に提出し、または工作物等に表示するものを除く。 （４）水面の埋立、干拓すること。 （５）鉱物を掘採、土砂を採取すること。（露店掘りで、面積が２００㎡を超え、または高さが５ｍを超えるのりを生ずる切土盛土を伴うもの。） （６）土地の形状を変更すること。（面積が２００㎡を超え、または高さが５ｍを超えるのりを生ずる切土盛土を伴うもの） （注）各項目において農林漁業に伴う行為等に関する許可、届出不要行為の規制があります。

【根拠法令】

自然公園法第３３条

自然公園法施行規則第１３条の１７、１４条、１５条

愛知県立自然公園条例第２３条

愛知県立自然公園条例施行規則第２０条、２１条、２２条、２３条